

自衛隊の補給活動が可能に

イスラム国戦争となり、日本の協力が求められた場合、自衛隊に何ができてしまうのでしょうか。ブシユ（息子）大統領時代、アフガン戦争ではインド洋で給油活動を、イラク戦争では、イラクのサマーワで給水活動を行うためのそれぞれ個別法を制定しましたが、新安保法制の施行により、個別法の制定は不要となっております。国会での十分な議論がないまま派遣が決まる可能性があります。



具体的には、米軍への弾薬の提供や武器・米兵の輸送など「兵たん」（補給）が可能となっておりますが、

「兵たんを撃て」は古来より戦争の常識。また、「戦闘が行われている現場」以外では、PKO法に基づき、南スーダンで行われている駆けつけ警護よりも危険な「安全確保活動」（治安維持）ある地域での警察的な業務）が可能となります。

私は、駆け付け警護の対案として第一線の自衛隊員の救命救急体制を構築する議員立法を提出しているところですが、救命救急体制も十分なまま、駆け付け警護よりも危険な活動を行うことには反対です。安全保障委員会の野党筆頭理事として、一・二月の国会の中心となる予算委員会の委員として、厳しく監視してまいります。



南シナ海・台湾での米中紛争

トランプ新大統領は、一月十一日



の当選後初会見で、「中国は経済で米を食いつぶす」という発言が、南シナ海を要塞化している」と非難、対中強硬姿勢を明らかに。中国側も台湾周辺を空母や戦闘機で威嚇しています。南シナ海、中台の緊張の高まりが米中紛争につながるリスクはこれまでにないほど高まっています。

米中紛争で自衛隊は

「近くは現実的に、遠くは抑制的に」が民進党の安全保障の基本です。新安保法制の廃止を求めつつも（私は廃止法案の提出者です）、実施されてしまっている中での具体的歯止めを唱えていくことも大切です。なお、南スーダンPKOにおいては、私たちが国に求める直接の武力攻撃を提案し、現在の政府方針となつて

新安保法制が実施されている今、自衛隊は何ができてしまうのでしょうか。これを厳しく確認するのも私の仕事です。南シナ海や台湾の有事で「我が国の存立を根底から脅かす」と判断し集団的自衛権行使が可能となることありうるか、明らかにされていません。また、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃を提案し、現在の政府方針となつて

います。

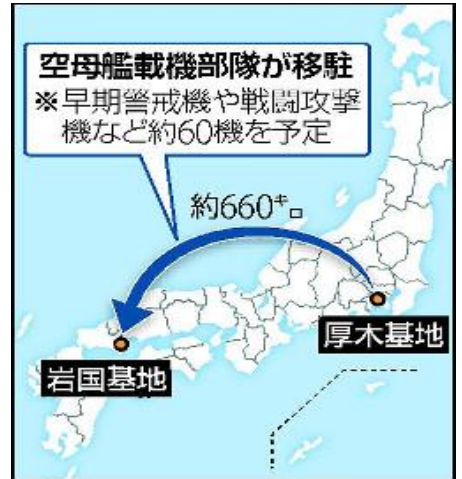


厚木基地を
低空で離陸するF-18

厚木基地の艦載機移転実施

厚木基地米軍機の山口県岩国

基地への移転を働きかけてきました
が、予定の三年遅れで今年後半から
の実施が決定しました。ただ、移転
後も厚木基地に戻って訓練する可能
性もあるらしく、自衛隊機や座間キ
ャンプのヘリも含め、特に朝と夜に
は飛ばないよう働きかけます。結婚
するまで東海大相模高の側に住み、
騒音への怒りは少年時代からです。



本厚木駅南口再開発

本厚木駅南口で二十二階建て高
層ビル(商業、マンション)の再開
発工事が始まりますが、これだけの
高層が認められるのは容積率制限
を緩和する「都市再生緊急整備地
域」に指定されているからです。数
年前に、厚木は計画が遅れていたの
を理由に、この指定を外してしまえ
との動きが政府部内にあつたので
すが、阻止しました。約二年後のオ
ープンが楽しみです。

二月十九日には街中のイトーヨ
ーカードが閉店になります。せめて
駐車場を活かした活性化策がない
か、関係方面に働きかけたいと思
います。

中心市街地活性化は、経済産業省
流通産業課勤務時代から取組むラ



イフテーマ。頭の固いおじさん達
が決めるのではなく、女性・子ど
も・若者がウキウキするかどうか
がポイントです。

小選挙区の区割り変更?

昨年十一月の「県知事の意見」で
は南区が全て十四区、緑区が全て十
六区となる案が提示されました。し
かし、決定権限のある国の区割り審
議会が十二月に示した方針では「相
当数の人口が異動する場合」には引
き続き区を分割するとされ、これに
従えば微修正に留まるかもしれませ
ん。今年五月二十七日までに示され
る区割り審答申にご注目下さい。答
申をそのまま法律として今通常国会
中に成立させ、周知期間(前回の例
では一か月)の後に行われる衆院選
から新しい区割りとなります。

衆院小選挙区の区割り改定案 知事意見

選挙区	現行	改定案
7区	横浜市港北、都筑区	横浜市港北、緑区
8区	横浜市緑、青葉区	横浜市青葉、都筑区
9区	川崎市多摩、麻生区	川崎市多摩、麻生区と 高津または宮前区の一部
10区	川崎市川崎、幸区と 中原区の一部	川崎市川崎、幸区と中 原区の一部(再編)
12区	藤沢市、寒川町	藤沢、綾瀬市
13区	大和、海老名、座 間、綾瀬市	大和、海老名、座間 市、寒川町
14区	相模原市中央区と 緑、南区の一部	相模原市中央、南区
16区	相模原市緑、南区の 一部と厚木、伊勢原 市、愛川町、清川村	相模原市緑区、厚木、 伊勢原市、愛川町、 清川村
18区	川崎市高津、宮前区 と中原区の一部	川崎市高津または宮前 区の一部と中原区の一 部(再編)

※反転の太字は変更点※